

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 コンテンツデリバリーネットワークサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するコンテンツデリバリーネットワークサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めるものです。

2 コンテンツデリバリーネットワークサービス契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲等)

第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合、提供条件は変更後の規約によります。

2 前項の変更は第4条に定める方法により契約者へ通知します。変更の効力の発生は同条に定めるとおりとします。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のホームページ (<https://www.ntt.com/tariff/comm/>)、その他当社が定める適切な方法により、本規約を公表します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更へ同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第5条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
1 コンテンツデリバリーネットワークサービス	契約者が保持するホームページ等に係る情報の一部を契約者の指定により、エッジサーバーに保存し、その蓄積した情報の配信を行う電気通信サービス
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4 エッジサーバー	契約者が保持又は指定するホームページに係る情報を自動的に蓄積する電気通信設備又はその情報へのアクセス情報等の管理を行うために当社若しくは当社がサービス提供上必要とする事業者が設置する電気通信設備
5 コンテンツデリバリーネットワークサービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 コンテンツデリバリーネットワークサービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
7 コンテンツデリバリーネットワークサービス契約者（契約者）	当社と本サービスの契約を締結している者
8 コンテンツデリバリーネットワークサービス契約者識別番号（以下「契約者識別番号」といいます）	契約者を識別するための番号であって、コンテンツデリバリーネットワークサービス契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの
9 提供条件書	本規約に基づいて提供される本サービスについて記し、当該コンテンツデリバリーネットワークサービスに適用される追加条件が記載してある（本規約別紙を構成する）
10 契約申込書	当社が契約者に提供する本サービスの料金、その他の条件を記した本サービスの発注書

## 第2章 契約

### (契約の単位等)

第6条 当社は、契約者識別番号につきコンテンツデリバリーネットワークサービス契約を締結します。この場合、契約者は、1のコンテンツデリバリーネットワークサービス契約につき1人に限ります。

### (コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込の方法)

第7条 コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の契約申込書等をコンテンツデリバリーネットワークサービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の申込みにあたり、当社は必要により、住民票、印鑑証明書又は運転免許証等の公的機関が発行する身分証明書の提出、提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

### (コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込の承諾)

第8条 当社は、コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込みを承諾するにあたり、利用開始希望日について契約者と協議し、決定します。この場合、当社は契約者に対して承り書により通知します。コンテンツデリバリーネットワークサービス契約は、同書面に記載された日付をもって成立することとします。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込みをした者が、第18条（利用停止）の規定に該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本サービスの解除を受けたことがあるとき。
- (4) コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他、本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとし、

### (本サービスの契約内容の変更)

第9条 契約者は、コンテンツデリバリーネットワークサービス契約に係る内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、前条（コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

### (届出事項の変更等)

第10条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他コンテンツデリバリーネットワークサービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにコンテンツデリバリーネットワークサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提示等求めることがあります。

3 第1項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益が生じることについて契約者は予め承諾します。

### (コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併によりコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてコンテンツデリバリーネットワークサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### (コンテンツデリバリーネットワークサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第12条 契約者がコンテンツデリバリーネットワークサービス契約に基づいてコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

### (契約期間)

第13条 本サービス（付加サービスも含まれます。）には、提供条件書に定めるところにより契約期間があります。

2 前項の契約期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して1年間とし、1年後の契約期間満了日の1ヶ月前までに当社所定の書面等により当社に契約を更新しない旨の申出が無い場合、契約期間は1年間自動更新されるものとし、

3 契約者は、前項の契約期間内（契約を更新しない旨の申出が無かったことにより延長された契約期間を含みます。）でのコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、契約残余期間に対応する利用料（契約申込書にて定めるものとし、）に相当する額を一括して支払っていただきます。

4 契約者は、本条第2項の契約期間内（契約を更新しない旨の申出が無かったことにより延長された契約期間を含みます。）での本サービスの内容の変更に伴う利用料（契約申込書にて定めるものとします。）の減額があった場合、当社が定める期日までに、契約残余期間に対応する減額による差額分に相当する額を一括して支払っていただきます。

5 契約者は、本条第2項の契約期間内（契約を更新しない旨の申出が無かったことにより延長された契約期間を含みます。）での本サービスの付加サービスの廃止があった場合、当社が定める期日までに、契約残余期間に対応する付加サービスに係る利用料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

（契約者が行うコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の解除）

第14条 契約者は、コンテンツデリバリーネットワークサービス契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに当社所定の書面等により当社に通知いただきます。この場合、第13条3項乃至5項に定める料金の支払いが発生します。

（当社が行うコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の解除）

第15条 当社は、次の場合には、そのコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の解除をすることがあります。

- (1) 第18条（利用停止）の規定により利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合。
- (2) 当社が請求書に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき。
- (3) 第7条（コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込の方法）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載した場合。
- (4) その他、本サービス利用規約に違反した場合。

2 当社は、契約者が第34条（利用に係る契約者の義務）第1項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本サービスに係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、そのコンテンツデリバリーネットワークサービス契約を解除することがあります。

3 当社は前2項の規定により、そのコンテンツデリバリーネットワークサービス契約を解除するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（付加サービスの提供）

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、提供条件書に定めるところにより付加サービスを提供します。

- (1) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービス利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加サービスの提供を請求した契約者が、第2項の規定により、その付加サービスの利用を停止されている、又はその付加サービスの廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加サービスの提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の本サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、付加サービスの利用の停止又は廃止を行うことがあります。

### 第3章 利用中止等

（利用中止）

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 第20条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
- (5) 国内及び国外の法令等に基づき本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第18条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの一部または全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 本サービスその他当社が提供する電気通信サービスに支障を及ぼす電気通信設備を接続したとき。
- (4) 前3号のほか、この規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

（接続休止）

第19条 当社は、第5条（用語の定義）の第4欄に定めるエッジサーバーを提供する事業者の事業の休止等により、契約者等が本サービスを全く利用できなくなったときは、本サービスについて接続休止（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。ただし、その本サービスについて、契約者からコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して最大1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

（通信利用の制限）

第20条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスとその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

#### 第4章 料金等

（料金及び工事費に関する費用等の支払い）

第21条 当社が提供する本サービスの料金は、提供条件書に規定する定額通信料及び手続きに関する料金とします。その金額については、契約申込書に記載の通りとします。

2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、提供条件書に定めるところによります。その金額については、契約申込書に記載の通りとします。

（利用料金及び手続きに関する料金の支払義務）

第22条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供する本サービスの態様に応じて契約申込書に規定するコンテンツデリバリーネットワークサービス契約に係る利用料金及び手続きに関する料金の支払いを要します。但し、契約期間内に解除があった場合は、第13条（契約期間）に基づき契約残余期間分の料金も一括してお支払いいただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用中止、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金。
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスに関する料金。
3 本サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金。

3 前項に関わらず、提供条件書にサービス品質保証（SLA）に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 本条第2項第2号の表内の支払いを要しない本サービスについて、利用料金の合算が規定されている等して契約単位毎の利用料金が不明確な場合、合算対象の契約者識別番号の数で割ることにより、契約者識別番号毎の利用料金を算出し、その利用料金に基づき支払いが不要な料金の額を算出します。

(工事費の支払義務)

第23条 コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、契約申込書に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(料金の計算方法等)

第24条 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

2 当社は、次のいずれかに該当するときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供開始があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除があったとき。
- (3) 料金月の初日に本サービスの提供開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
- (4) 第22条（利用料金及び手続に関する料金の支払義務）第2項2号の表の規定に該当するとき。
- (5) 本条第4項の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 利用料金の日割りは暦日数により行います。この場合、第22条（利用料金及び手続に関する料金の支払義務）第2項第2号の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4 当社は、コンテンツデリバリーネットワークサービス取扱所側のサービス形態変更等、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。なお、変更を行う場合には事前に契約者へ通知します。

(端数処理)

第25条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第26条 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

第27条 第22条（利用料金及び手続に関する料金の支払義務）から第23条（工事費の支払義務）までの規定その他この利用規約の規定により契約申込書に定める料金又は工事に関する費用は、消費税相当額を加算した額を支払うものとしします。

(料金等の臨時減免)

第28条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

(割増金)

第29条 契約者は、利用料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額としします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第30条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合としします。

## 第5章 損害賠償等

(本サービスの廃止)

第31条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとしします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとしします。

4 当社は第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

(責任の制限)

第32条 当社は、コンテンツデリバリーネットワークサービス契約の契約期間内において、契約者等に損害が発生し、その損害の発生が当社の責めに帰すべき理由による場合、当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限りその損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24の倍数である場合に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金の合計額に限り損害を賠償します。

3 第1項の規定に該当しない場合、当社は、本サービスに係る損害について、契約者等に対し責任を負わないものとし、契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

4 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前3項の規定は適用しません。

（免責）

第33条 当社は前条第1項の場合を除き、契約者に係る損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により契約者に生じる結果について、その要因が本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、国内及び国外の法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず、責任を負わないものとします。ただし、当社の責による部分を免責するものではありません。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第6章 雑則

（利用に係る契約者の義務）

第34条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 第10条（届出事項の変更等）に基づく当社への通知をすること。
- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為をしないこと。
- (4) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）をしないこと。
- (6) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為をしないこと。
- (7) 本サービスの提供に係る設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (9) その他、国内及び国外の法令、本利用規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社若しくは第三者を誹謗中傷する行為、オンラインギャンブル、あるいはその名誉若しくは信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為をしないこと。
- (11) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為をしないこと。
- (12) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為をしないこと。
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為をしないこと。
- (14) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為（当社の判断によります。）をしないこと。
- (15) 故意に多数の不完了通信が発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為を行わないこと。
- (16) 当社又は第三者の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為をしないこと。
- (17) 当社が別途、当社のホームページに定める適正利用規定（AUP）を遵守すること。本適正利用規定はコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の一部をなすものであり、契約者はその時の最新版に従うものとします。当社は必要に応じて適正利用規定を変更することがあります。変更内容の効力はホームページへの掲示の時から生ずるものとします。
- (18) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

2 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

4 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に不利益が生じることについて契約者は予め承諾します。

（契約者に対する通知）

第35条 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 本サービスを掲載した当社のホームページ上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者及び利用者に対し通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者又は利用者が利用申込の際又はその後当社に届け出た契約者又は利用者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、あるいはFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、契約者又は利用者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時あるいはFAX受信機に到達した時をもって、契約者又は利用者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が本サービスの利用申込の際又はその後当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

2 本規約又は国内及び国外の法令において書面による通知手続が求められている場合、前項第各号の手続により書面に代えることができるものとします。

#### (承諾の限界)

第36条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の本サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

#### (法令に規定する事項)

第37条 本サービスの提供又は利用にあたり、国内及び国外の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### (守秘義務)

第38条 契約者及び当社はコンテンツデリバリーネットワークサービス契約に関し知り得た相手方の業務上、技術上、経営上、その他全ての秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して漏洩し、又はコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の履行以外の目的に使用してはなりません。ただし、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 公知の事実
- (2) 正当な権利を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく自己が合法的に入手したもの
- (3) 開示した情報によらずして自己が独自に開発したもの
- (4) 相手側から開示される以前に自己が正当に保持していたもの
- (5) 国内及び国外の法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められたもの

2 契約者及び当社は、前項により取得した情報の社内利用について、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適切に流用してはなりません。

3 契約者及び当社が前2項の規定に違反し相手方に損害を与えた場合は、第32条（責任の制限）の規定に関わらず、双方協議の上損害賠償の責を負うものとします。その場合、通常の直接損害に限り、その賠償責任を負うものとします。

4 本条の規定は、コンテンツデリバリーネットワークサービス契約終了後においても、その効力を失わないものとします。

#### (個人情報の取扱い)

第39条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) が定めるところによります。

#### (知的財産権の帰属)

第40条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定はコンテンツデリバリーネットワークサービス契約の終了後も効力を有するものとします。

#### (紛争の解決)

第41条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則（平成 25 年 8 月 2 日 CL 301325 号）

（実施期日）

この規約は、平成 25 年 8 月 2 日より実施することとします。

附則（平成 25 年 11 月 20 日 CL302404 号）

（実施期日）

この規約は、平成 25 年 11 月 25 日より実施することとします。

附則（令和 2 年 3 月 19 日 CL621922 号）

（実施期日）

この規約は、令和 2 年 3 月 31 日より実施することとします。